

# 北区児童相談所等複合施設運営指針(第3回検討会資料)

## 1 児童相談所の組織体制と職員配置数

令和5年8月時点

■児童相談所では管理相談係において、児童虐待初動体制を効率的に実施するとともに、地域支援係にて家庭復帰などに力を入れることで児童福祉係がケースワークに専念できる体制を整えます。

	区分	常勤・会計年度等	人数	備考
児童相談所長	—	常勤	1	部長級
児童相談課長	—	常勤	1	副所長
相談援助担当課長	—	常勤	1	児童福祉係、児童心理係
管理相談係	事務	常勤	10	事務、初動体制、人材育成
	児童福祉司 SV☆	常勤	1	
	児童福祉司☆	常勤	6	初動体制
	警察経験者等	会計年度任用職員	3	
	虐待対応協力員	会計年度任用職員	2	
	医師	特別職非常勤など	—	
	弁護士	特別職非常勤など	—	
	児童相談業務事務員(司クラーク)	会計年度任用職員	4	
児童福祉係	児童福祉司 SV☆	常勤	3	
	児童福祉司☆	常勤	15	チーフ3名
児童心理係	児童心理司 SV	常勤	2	
	児童心理司	常勤	13	
地域支援係	児童福祉司 SV☆	常勤	1	
	児童福祉司☆	常勤	2	
	保健師	常勤	2	
	家庭復帰支援員	会計年度職員	1	施設入所等児童に対する家庭復帰支援業務等
	養育家庭専門員	会計年度職員	1	里親等に対する支援業務等
小計(A)			69	
保護担当	一時保護所長	常勤	1	課長級
	保育士、児童指導員	常勤	34	係長1、男11女11幼11
	看護師	常勤、会計年度	3	常勤2、会計年度1
	児童対応職員	会計年度任用職員	10	日勤のみ
	夜間指導員	会計年度任用職員	7	
	事務補助	会計年度任用職員	2	
	心理士	会計年度任用職員	2	
	嘱託医	会計年度任用職員	1	
小計(B)			60	
			129	

※地域支援係において里親支援を行うとともに民間の活力を利用したフォスタリング機関の整備を検討。

※一時保護所における学習指導員及び栄養士は委託を検討。

☆児童福祉司の人数は、より丁寧に寄り添った支援を行うため、北区においては子ども家庭支援センターを含めて41人の配置を予定しています。

【参考】子ども家庭支援センター在宅支援担当職員

	区分	常勤・会計年度任用職員等	人数(人)	備考
在宅支援担当	児童福祉司☆	常勤	1	係長
	児童福祉司☆	常勤	12	チーフ3 地区9
	児童心理司	常勤	1	
	福祉経験者等	会計年度任用職員等	2	保健師、社会福祉士等
	警察経験者等	会計年度任用職員等	1	
計			17	

【参考】児童相談所経験年数令和7年度末見込み

令和5年8月時点

	1年	2年	3年	4年	5年以上	計	未経験
児童福祉司 31人	7人	11人	2人	4人	7人	31人	0人
割合	22.6%	35.4%	6.5%	12.9%	22.6%	100%	0%
児童心理司 15人	1人	2人	7人	2人	3人	15人	0人
割合	6.7%	13.3%	46.7%	13.3%	20.0%	100%	0%
一時保護所 34人	7人	8人	5人	2人	1人	23人	11人
割合	20.6%	23.5%	14.7%	5.9%	2.9%	67.6%	32.4%
事務職 10人	2人	4人	0人	0人	0人	6人	4人
割合	20.0%	40.0%	0%	0%	0%	60.0%	40.0%

※経験年数は職員のこれまでの職務経験年数を加えると同時に、採用予定の職員については、経験者採用の最低条件を加えて算出しています。

※一時保護所の未経験11人は半年程度の派遣研修で一時保護所業務を経験できるよう今後調整します。

## 2 児童相談システム

### (1) 児童相談システムの構築

児童相談所の開設に向けて、迅速かつ適切に児童相談に対応できるよう、児童相談所業務に必要な機能を新たに備えたシステムを構築するとともに、全国の要保護児童等に関する情報共有システムや子ども家庭支援センターの既存システム等との連携を検討します。

### (2) 検討課題

- ①児童虐待等の困難を抱える子どもの早期発見・早期支援のため、複合化する子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターにおける情報の連携や活用を検討します。
- ②こども家庭センターの設置に向け、子ども家庭支援センターのシステムと健康支援センターの母子保健システムの機能を連携し、相談記録及び各種プランの作成と情報の一元化について検討します。
- ③児童虐待通告や他機関から電話の通話音声、AIを搭載したシステムがテキスト化し通話後の記録作成を軽減するとともに、相談者への迅速な対応を行うため、対応者以外が瞬時に状況把握できるようシステムを検討します。また、虐待の危険度を判定するAIの導入を検討します。

### 3 一時保護所（子どもの安全確保と権利擁護について）

#### （1）子どもの安全確保

一時保護所では、保護された子どもたちが安全に生活し、自分のことを大切に今後の生活を考えることができるよう体制を整えます。子ども同士の暴力や活動中の事故、感染症等の集団感染等が起こらないよう努めるとともに、障害やLGBTQ+、宗教や文化の違い等の配慮が必要な子どもに寄り添った支援を行い、子どもたちが過ごしやすい環境となるよう運用面を含め検討します。

なお、一時保護中は、子どもの安全を確保するため、外出、通信、面会等を制限することがありますが、一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とします。

#### （2）子どもの権利擁護

一時保護された子どもの権利を守るため、子どもが自由に意見を表明できる機会を確保し相談しやすい体制を整えます。

子どもが一時保護所に入所する際には、生活の中で感じることや今後のあり方等について意見表明できること、万が一、権利侵害があった場合に不服申し立てができることなどを子どもの年齢や理解に応じて職員がリーフレット等を用い説明します。

また、一時保護所に意見箱等を設置し、子どもが意見表明しやすい環境を整えるとともに、定期的に子ども会議を実施するなど、管理職を含め職員が子どもたちの意見等に耳を傾け考え等を尊重します。

なお、子どもアドボケイト（子ども意見表明支援員）の配置や、一定の独立性を持つNPO等の第三者機関等における審査・調査についても国や他自治体の動向を注視し引き続き検討します。

#### （3）子どもの学習支援

一時保護中の子どもの「教育を受ける権利」を守るため、普段の学習環境と同様の授業時間を設定するとともに、学習指導員が子どもの学力や特性に配慮した学習支援を行います。

なお、学習支援については、民間の活力を含め総合的な支援体制の充実を検討するとともに、複合施設内に配置する教育総合相談センター（適応指導教室）や子どもの在籍校と連携しながら学習を進めることができるよう検討します。

また、通学支援については、子どもの安全を第一に個々の状況や一時保護となった背景をくみ取り、子どもの意思を確認し支援できるよう検討します。

### 4 社会的養護（施設養護等について）

#### （1）施設との連携

現在、区内には児童養護施設が1か所あり、社会的養護を支える大切な基盤となっています。子ども家庭支援センターでは、当該児童養護施設に委託し、地域の保護者や子どもが利用できる子どもショートステイ事業や要支援家庭に対して要支援ショートステイ事業を実施していますが、児童相談所開設後は、子どもの状況に応じて、一時保護委託や里親支援等についても連携を強化していけるよう協議していきます。

また、乳児院等の施設については、里親の相互委託や一時保護所の相互利用等と同様に、東京都や特別区等との広域利用を想定するとともに、施設の誘致についても都内の施設の定員等の状況や北区の措置児童数の状況等を踏まえて、必要性の有無について検討していきます。

#### （2）社会的養育経験者の自立支援の検討

児童養護施設等を退所した者等への支援については、他区等の実施状況等を踏まえ、児童養護施設等の関係機関やNPO等と連携を図り、地域で生活できるよう見守りなどの支援を検討していきます。

### 5 東京都との引継ぎ

東京都による子どもとその家庭への支援が、区児童相談所の設置に当たり途切れることがないように、管轄内の東京都北児童相談所の協力を得ながら、十分な人員体制と期間を設定し引継ぎを実施します。

#### （1）児童福祉司及び児童心理司の派遣による引継ぎ

子どもや家庭への影響を最小限とするため、区児童相談所で実際に当該ケースを担当することとなる職員を派遣し、東京都の担当者から直接ケースの引継ぎを受けることとします。具体的には、家庭訪問や面接に同行・同席をするなど、東京都と区が一定期間、共同で支援を行い、子どもや家庭との信頼関係を構築していきます。

#### （2）事務引継ぎ

東京都北児童相談所が所管してきた事務を円滑に引き継ぐため、以下の主な事項について協議を行います。

- ・引継ぎ対象とするケースやデータの引継ぎ
- ・北区の里親
- ・児童相談所設置市事務 等

### 6 メンタルフレンド

メンタルフレンドの導入に向けて、複合施設のメリットを生かした運営方法や応募者の資格要件、活動方法等について検討します。

また、安定して応募者を確保するために、区内の大学等に対して、制度の周知や募集について協力を依頼します。

### 7 その他

#### ■児童福祉法改正などを踏まえての検討事項

##### （1）こども家庭センター

令和6年4月のこども家庭センター設置に向けて、主に以下について検討します。

##### ○指揮命令系統の確立

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡大を図るため、こども家庭センター長や統括支援員の配置も含めて、健康部と子ども未来部の組織改正を検討します。

##### ○サポートプランの実施方法の検討

作成したサポートプランを原則本人に交付するため、システム等での対応を含めた実施方法の検討を行います。

##### ○令和8年度の児童相談所等複合施設開設を見据えて

令和8年度には新施設の開設となるため、他の施設との窓口の設置等も含めて、こども家庭センターが機能する仕組みを検討します。

##### （2）児童発達支援センター

令和6年4月の児童発達支援センターの福祉型・医療型一元化に向けて、主に以下について検討します。

##### ○体制の検討

児童発達支援センターの役割・機能の強化を図るため、肢体不自由児の受入れに伴う療育支援での医療的ケアの実施体制や機能訓練を行う理学療法士（PT）の配置を含めた体制の整備を検討します。

##### ○各障害に対応できる専門機能の検討

知的障害、発達障害、肢体不自由の各障害に対応できる専門職（言語療法士、作業療法士、理学療法士）の配置と療育支援を行う職員との連携を検討します。